事　務　連　絡
平成26年9月1日

山形労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

貴局及び管下労働基準監督署における中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察は、平成26年7月17日から18日に実施したが、是正指示事項について、別紙のとおり通知する。

ついては、是正改善状況を労働基準監督署分も含め別添様式により、平成26年10月14日(火)までに報告されたい。

なお、労働基準監督署へは貴職から当該署長に手交されたい。

別　紙

中央労災補償業務監察結果

山　形　労　働　局
平成26年7月18日実施

【是正指示事項】

1　リスク評価に基づく書類等の管理

外部電磁的記録媒体は、平成22年12月27日付け基労発1227第1号（一部改正平成26年3月24日付け基労発0324第1号）「労災保険関係書類等のリスク評価に基づく対策の導入について」に基づき、医療機関から収集した画像所見等を収録した外部電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）については、管理簿に記載の上、管理者が施錠のできる保管庫において管理をしなければならないにもかかわらず、管理簿に記載することなく担当が各事案ファイルに添付し保管していた。

このため、同通達に基づく適正な管理を行うと共に署に対する指導を徹底すること。

2　地方労災補償業務監察

実地監察の終了後においては、監察官は監察結果の概要を局長及び関係部課室長に速やかに口頭報告しなければならないにもかかわらず、これを行っていない状況がみられた。

このため、局長及び関係部長に対して速やかな口頭報告を徹底すること。

3　職員研修の実施

新任の労災担当課長研修において、当該署における重点課題、局業務実施計画（貴局における「労災補償業務実施計画・実施要領」）を踏まえた労災担当課長の役割とその事務等について説明する際には、必要な時間を確保すべきにもかかわらず、これが不十分な状況がみられた。

このため、新任の労災担当課長に対する説明時間は、３時間以上確保すること。

別　紙

中央労災補償業務監察結果

山形労働基準監督署
平成26年7月17日実施

【是正指示事項】

1　リスク評価に基づく書類等の管理

外部電磁的記録媒体は、平成22年12月27日付け基労発1227第1号（一部改正平成26年3月24日付け基労発0324第1号）「労災保険関係書類等のリスク評価に基づく対策の導入について」に基づき、医療機関から収集した画像所見等を収録した外部電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）については、管理簿に記載の上、管理者が施錠のできる保管庫において管理をしなければならないにもかかわらず、管理簿に記載することなく担当が各事案ファイルに添付し保管していた。

このため、同通達に基づく適正な管理を徹底すること。

2　第三者行為災害に係る事務処理

第二当事者が判明していない第三者行為災害に係る労災保険給付を行った場合には、災害発生後３年間は第二当事者の調査を行わなければならないにもかかわらず、災害発生後３年間における第二当事者の調査が行われていない。

このため、第二当事者が判明していない第三者行為災害について労災保険給付を行った場合には、第二当事者の調査を災害発生後３年間行うこと。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

○○労働局

是正指示事項	是正改善状況	備考
	【措置済】 【措置予定】	

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

○○労働基準監督署

是正指示事項	是正改善状況	備考
	【措置済】 【措置予定】	

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

○○労働基準監督署

是正指示事項	是正改善状況	備考
	【措置済】 【措置予定】	

事　務　連　絡
平成26年9月1日

静岡労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

貴局及び管下労働基準監督署における中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察は、平成26年7月23日から25日に実施したが、是正指示事項について、別紙のとおり通知する。

ついては、是正改善状況を労働基準監督署分も含め別添様式により、平成26年10月14日(火)までに報告されたい。

なお、労働基準監督署へは貴職から当該署長に手交されたい。

別　紙

中央労災補償業務監察結果

静　岡　労　働　局
平成２６年７月２５日実施

【是正指示事項】

長期未決事案の処理状況

局業務実施計画（貴局における「労災補償業務実施要領及び長期未決対策実施要綱」）で定めた局が行う長期未決対策に係る事務処理が徹底されていないことを要因として、以下のような問題のある事案がみられた。

このため、局管理者は、局業務実施計画に定められた事務処理を確実に実施するとともに、署に対する指導を徹底すること。

１　事案検討会の開催

署長は、毎月１回以上の事案検討会を開催し、調査結果等に基づき具体的な指示・指導を行い、その事跡を処理経過簿に記載しなければならないにもかかわらず、事案検討会を開催していない、あるいは事案検討会の事跡を記載していない。

２　署管理者の指示・指導

上記(1)の問題に関連し、初動調査及び事務処理の遅延に対して、署管理者の指示・指導がない、あるいは具体的な指示となっていない。

３　局の事案検討会による署に対する指示・指導

局は、局事案検討会において調査計画書、３か月経過時点及び６か月経過以降の処理経過簿の内容を検討し、署に対する指示・指導を文書により通知することとされているが、徹底されていない。

別　紙

中央労災補償業務監察結果

富士労働基準監督署
平成26年7月24日実施

【是正指示事項】

1　未処理事案リストの活用状況

署管理者は、各種未処理事案リストを活用し、処理状況について定期的に決裁し、処理の大幅な遅延又はそのおそれを認めた場合には、期限を付した具体的な指示を行わなければならないにもかかわらず、一部についてこれを徹底していない状況がみられた。

このため、各種未処理事案リストを定期的に決裁し、処理の大幅な遅延又はそのおそれを認めた場合には、期限を付した具体的な指示を行うこと

2　リスク評価に基づく書類等の管理

外部電磁的記録媒体は、平成22年12月27日付け基労発1227第1号(一部改正、平成26年3月24日付け基労発0324第1号)「労災保険関係書類のリスク評価に基づく対策の導入について」に基づき、医療機関から収集した画像所見等を収録した外部電磁的記録媒体(ＣＤ－Ｒ等)については、管理簿に記載の上、管理者が施錠のできる保管庫において管理をしなければならないにもかかわらず、管理簿が作成されておらず、担当が各事案ファイルに添付し保管していた。

このため、同通達に基づく適正な管理を徹底すること。

別　紙

中央労災補償業務監察結果

三島労働基準監督署
平成26年7月23日実施

【是正指示事項】

1　給付基礎日額の算定等

脳・心臓疾患事案において、認定した時間外労働時間を考慮することなく、事業場から提出された平均賃金算定内訳書に基づき給付基礎日額を算定していた事案が認められた。

このため、給付基礎日額の算定に当たっては、平均賃金算定事由発生日において賃金債権として確立しているものを含むことから、当該事業場における給与規定等を確認の上、適正な給付基礎日額の算定を徹底すること。

2　未処理事案リストの活用状況

署管理者は、各種未処理事案リストを活用し、処理状況について定期的に決裁し、処理の大幅な遅延又はそのおそれを認めた場合には、期限を付した具体的な指示を行わなければならないにもかかわらず、一部についてこれを徹底していない状況がみられた。

このため、各種未処理事案リストを定期的に決裁し、処理の大幅な遅延又はそのおそれを認めた場合には、期限を付した具体的な指示を行うこと

3　リスク評価に基づく書類等の管理

外部電磁的記録媒体は、平成22年12月27日付け基労発1227第1号(一部改正、平成26年3月24日付け基労発0324第1号)「労災保険関係書類のリスク評価に基づく対策の導入について」に基づき、医療機関から収集した画像所見等を収録した外部電磁的記録媒体(ＣＤ－Ｒ等)については、管理簿に記載の上、管理者が施錠のできる保管庫において管理をしなければならないにもかかわらず、管理簿が作成されておらず、担当が各事案ファイルに添付し保管していた。

このため、同通達に基づく適正な管理を徹底すること。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

○○労働局

是正指示事項	是正改善状況	備考
	【措置済】 【措置予定】	

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

○○労働基準監督署

是正指示事項	是正改善状況	備考
	【措置済】 【措置予定】	

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

○○労働基準監督署

是正指示事項	是正改善状況	備考
	【措置済】 【措置予定】	

事　務　連　絡
平成26年9月1日

岡山労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

貴局及び管下労働基準監督署における中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察は、平成26年7月29日から31日に実施したが、是正指示事項について、別紙のとおり通知する。

ついては、是正改善状況を労働基準監督署分も含め別添様式により、平成26年10月14日(火)までに報告されたい。

なお、労働基準監督署へは貴職から当該署長に手交されたい。

別　紙

中央労災補償業務監察結果

岡　山　労　働　局
平成26年7月31日実施

【是正指示事項】

1　未処理リストの活用状況

局管理者は、各種未処理事案リストを活用し、処理状況について定期的に決裁し、処理の大幅な遅延又はそのおそれを認めた場合には、期限を付した具体的な指示を行わなければならないにもかかわらず、行っていない状況がみられた。

このため、各種未処理事案リストを定期的に決裁し、処理の大幅な遅延又はそのおそれを認めた場合には、期限を付した具体的な指示を行うこと。

2　第三者行為災害に係る事務処理

局長は、署長より第二当事者不明事案に係る求償権取得・債権発生通知書の送付を受けた際には、債権の決定決議を行うとともに同時に求償権行使の差し控え決定を行わなければならないにもかかわらず、決定していない状況がみられた。

このため、第三者行為災害事務取扱手引に基づく適正な処理を行うこと。

3　職員研修の実施

新任の労災担当課長研修において、当該署における重点課題、局業務実施計画（貴局における「労災補償業務実施要領」）を踏まえた労災担当課長の役割とその事務等について説明する際には、必要な時間を確保すべきにもかかわらず、これが不十分な状況がみられた。

このため、新任の労災担当課長に対する説明時間は、3時間以上を確保すること。

4　地方労災補償業務監察の状況

実地監察終了後においては、監察結果の概要を局長及び関係部課室長に速やかに口頭で報告しなければならないにもかかわらず、総務部長、徴収室長に報告していない状況がみられた。

このため、総務部長、徴収室長に対しても、速やかに口頭報告すること。

別　紙

中央労災補償業務監察結果

岡山労働基準監督署
平成26年7月30日実施

【是正指示事項】

基本的な事務処理の徹底

保険給付請求書が提出されたときは、請求書の内容等に不備な点がある場合であっても、そのまま返戻することなく、受付日付印を押印し、請求書又は登録帳票をＯＣＲ入力した上で、不備返戻手続をとらなければならないにもかかわらず、受付をせずに返戻している。

このため、労災保険給付事務取扱手引に基づき、適正な不備返戻手続を取ること。

別　紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

岡山労働基準監督署
平成26年7月30日実施

【是正指示事項】

現金領収証書等の取扱い

物品管理官から現金領収証書の交付を受けたときは、表紙に交付を受けた年月日、課室署名及び官職氏名を記入しなければならないにもかかわらず、それらを記載していない状況がみられた。

このため、手引に基づく適正な処理を行うこと。

別　紙

中央労災補償業務監察結果

倉敷労働基準監督署
平成26年7月29日実施

【是正指示事項】

モバイルパソコンの保管管理

モバイルパソコンについて、保管管理の状況が不適切であった。

このため、モバイル端末の管理者は、施錠可能な保管場所での保管管理を徹底すること。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

○○労働局

是正指示事項	是正改善状況	備考
	【措置済】 【措置予定】	

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

○○労働基準監督署

是正指示事項	是正改善状況	備考
	【措置済】 【措置予定】	

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

○○労働基準監督署

是正指示事項	是正改善状況	備考
	【措置済】 【措置予定】	

事　務　連　絡
平成26年9月1日

山口労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

貴局及び管下労働基準監督署における中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察は、平成26年7月17日から18日に実施したが、是正指示事項について、別紙のとおり通知する。

ついては、是正改善状況を労働基準監督署分も含め別添様式により、平成26年10月14日(火)までに報告されたい。

なお、労働基準監督署へは貴職から当該署長に手交されたい。

別　紙

中央労災補償業務監察結果

山　口　労　働　局
平成26年7月18日実施

【是正指示事項】

1　第三者行為災害に係る事務処理

局管理者は、第三者行為災害に係る求償事務について、担当者任せとすることなく、進捗状況を組織的に管理できる体制を整備しなければならないにもかかわらず、これを整備していない状況がみられた。

また、債権管理についても具体的かつ実効性のある債権管理計画を策定し、同様に局管理者が進行管理を行う必要があるにもかかわらず、これを行っていない状況がみられた。

このため、局管理者は、求償事務や債権管理の進捗状況を組織的に管理できる体制を整備の上、具体的かつ実効性のある債権管理計画を策定し、的確な進行管理を行うこと。

2　地方労災補償業務監察

通信監察において、対象とした請求人の居所が不明の事案や回答がなかった事案については、追跡調査を実施し、不正受給の事実がないことを確認しなければならないにもかかわらず、確認が不十分のまま調査を終了している状況がみられた。

このため、必要な追跡調査を実施し、不正受給の事実がないことを確認すること。

別　紙

中央労災補償業務監察結果

下関労働基準監督署
平成26年7月17日実施

【是正指示事項】

書類等の廃棄

労災関係書類等を廃棄する場合は、書類等の選別を管理者又は補助者と担当者の複数名で行わなければならないにもかかわらず、担当者のみで行っている状況がみられた。

このため、通達に基づく処理の徹底を図ること。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

○○労働局

是正指示事項	是正改善状況	備考
	【措置済】 【措置予定】	

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

○○労働基準監督署

是正指示事項	是正改善状況	備考
	【措置済】 【措置予定】	

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

○○労働基準監督署

是正指示事項	是正改善状況	備考
	【措置済】 【措置予定】	

事　務　連　絡
平成26年9月1日

熊本労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

貴局及び管下労働基準監督署における中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察は、平成26年7月17日から18日に実施したが、是正指示事項について、別紙のとおり通知する。

ついては、是正改善状況を労働基準監督署分も含め別添様式により、平成26年10月14日(火)までに報告されたい。

なお、労働基準監督署へは貴職から当該署長に手交されたい。

別　紙

中央労災補償業務監察結果

熊　本　労　働　局
平成２６年７月１８日実施

【是正指示事項】

１　局業務実施計画（要領）の検討状況と取組状況

局業務実施計画（貴局における「労災補償業務実施要領」）の策定については、組織的な検討を行わなければならないにもかかわらず、各署から局業務実施計画（案）について意見聴取を行っていない状況がみられた。

このため、局業務実施計画の策定に当たっては、署からの意見を徴して組織的な検討を行うこと。

２　第三者行為災害に係る事務処理

（１）局長は、署長より「求償権取得・債権発生通知書（求償差し控え該当事案）」の送付を受けた際には、債権の決定決議を行うとともに同時に求償権行使の差し控え決定をしなければならないにもかかわらず、決定していない状況がみられた。

このため、第三者行為災害事務取扱手引に基づく適正な処理を行うこと。

（２）局管理者は、第三者行為災害に係る求償事務について、担当者任せとすることなく、進捗状況を組織的に管理できる体制を整備しなければならないにもかかわらず、これを整備していない状況がみられた。

また、債権管理についても、具体的かつ実効性のある債権管理計画を策定し、同様に局管理者が進行管理を行う必要があるにもかかわらず、これを行っていない状況がみられた。

このため、局管理者は、求償事務や債権管理の進捗状況を組織的に管理できる体制を整備の上、具体的かつ実効性のある債権管理計画を策定し、的確な進行管理を行うこと。

３　費用徴収に係る事務処理状況

（１）労災保険法第３１条第１項各号に基づく費用徴収について、局においては滞納事業場リストや死亡・重大災害発生事業場リスト及び未手続災害事業場等の情報を定期的に把握し、明らかに費用徴収に該当しない事案を除き、署からの報告が漏れなく行われているか確認しなければならないにもかかわらず、未手

続事業場の保険給付事案について、局への報告がなされていない状況がみられた。

このため、費用徴収に該当する可能性のある事案について、署長から局への報告を徹底するとともに、局による該当事案の漏れのない把握と組織的進行管理を徹底すること。

（2）局管理者は、徴収決定後の債権管理について、担当者任せとすることなく、具体的かつ実効性のある債権管理計画を策定し、これに基づく進捗状況を組織的に管理できる体制を整備しなければならないにもかかわらず、これを整備していない状況がみられた。

このため、局管理者は、具体的かつ実効性のある債権管理計画を策定し、進捗状況を組織的に管理できる体制を整備の上、的確な進行管理を行うこと。

4　職員研修の実施状況

初めて労災補償業務に就く職員に対する実地訓練については、「労災業務ＯＪＴマニュアル」に基づき実施することとされているが、対象とすべき職員に対して当該実地訓練を実施していない状況がみられた。

このため、局は同マニュアルに基づき実施訓練を実施すること。

別　紙

中央労災補償業務監察結果

熊本労働基準監督署
平成26年7月17日実施

【是正指示事項】

費用徴収に係る事務処理状況

署長は、労災保険法第３１条第１項各号に基づく費用徴収について、明らかに費用徴収に該当しない事案を除き、漏れなく局へ報告しなければならないにもかかわらず、未手続事業主に対する費用徴収事案について局へ報告していない状況がみられた。

このため、署長は費用徴収に該当する可能性のある事案について、漏れなく局へ報告すること。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

○○労働局

是正指示事項	是正改善状況	備考
	【措置済】 【措置予定】	

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

○○労働基準監督署

是正指示事項	是正改善状況	備考
	【措置済】 【措置予定】	

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

○○労働基準監督署

是正指示事項	是正改善状況	備考
	【措置済】 【措置予定】	

事　務　連　絡
平成26年9月1日

高知労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

貴局及び管下労働基準監督署における中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察は、平成26年7月30日から31日に実施したが、是正指示事項について、別紙のとおり通知する。

ついては、是正改善状況を別添様式により、平成26年10月14日(火)までに報告されたい。

なお、労働基準監督署については是正指示事項がないことを申し添える。

別　紙

中央労災補償業務監察結果

高　知　労　働　局
平成26年7月31日実施

【是正指示事項】

監察実施状況

机上監察の対象月については、不正受給等防止の観点から対象月の変更に係る検討を行わなければならないにもかかわらず、毎年同じ月としている状況がみられた。

このため、対象月の変更の検討を行って実施すること。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

○○労働局

是正指示事項	是正改善状況	備考
	【措置済】 【措置予定】	

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

○○労働基準監督署

是正指示事項	是正改善状況	備考
	【措置済】 【措置予定】	

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

○○労働基準監督署

是正指示事項	是正改善状況	備考
	【措置済】 【措置予定】	

事　務　連　絡
平成 26 年 9 月 1 日

秋田労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

貴局及び管下労働基準監督署における中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察は、平成 26 年 7 月 29 日から 31 日に実施したが、是正指示事項についてなかったことを通知する。